

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-b	産業廃棄物処理業者への適正処理の監視・ 指導の強化	主 体	県、事業者
<p>○毎年10月を「産業廃棄物適正処理強化月間」と位置づけ、適正処理の推進に関する各種事業を集中的に実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 前回許可から一定期間を経過した産業廃棄物処分業者や懸案事業者を中心とした、集中的で詳細な立入調査の実施 ・ 廃棄物収集運搬車両の路上調査の実施 ・ 不法投棄防止県下一斉合同パトロールの実施 など 			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-c	産業廃棄物の処理に係る検査・監視・指導 の実施	主 体	県、事業者
<p>○毎月定期的、又は随時に、産業廃棄物の排出事業者や処理業者の事業所等を立入し、廃棄物の保管・処理状況や施設の稼働状況、関係書類の整備状況等を調査し、必要な指導等を行い、産業廃棄物の適正処理を推進します。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-d	廃棄物処理施設の設置に関する事前協議の 実施（再掲）	主 体	県、市町村、 事業者
施策事業 一般廃棄物 (3)-①-f 掲載			
施策事業 産業廃棄物 (3)-①-e	優良産廃処理業者認定制度の活用	主 体	県、事業者
<p>○産業廃棄物処理業者に対して、本県独自の「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」を足がかりに、優良産廃処理業者認定制度における優良認定の取得を促します。また、排出事業者に対して、優良認定の存在を周知し、優良産廃処理業者の利用を促進します。</p>			

施策事業 産業廃棄物 (3)-①-f	山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度の活用	主 体	県、事業者
-----------------------------------	-----------------------------	------------	--------------

○「山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度」により、産業廃棄物の適正処理に加え、地域貢献や環境保全等に取り組む優良な産業廃棄物処理業者を格付け・公表し、事業者が優良な処理業者を積極的に利用することを通じて、優良な処理業者の増加による産業廃棄物処理業全体の資質向上、産業廃棄物処理業に対する県民理解の増進を図ります。

<Topics: 山梨県産業廃棄物処理業者格付け制度による格付けマーク入り許可証の交付>
格付けを受けた産業廃棄物処理業者に対して、格付けマーク入り許可証を交付します。



②事業者による適正処理や施設整備の促進

施策事業 産業廃棄物 (3)-②-a	PCB(ポリ塩化ビフェニル)廃棄物の適正処理の促進	主 体	県、事業者
-----------------------------------	----------------------------------	------------	--------------

○県内に保管されているPCB廃棄物を「山梨県PCB廃棄物処理計画」に基づき適正に処理するため、次の事業を実施します。

- ①保管事業者の届出状況の把握や未届事業者の掘り起こし調査等の実施
- ②県ホームページ等を通じた必要な情報提供
- ③事業者によるPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を推進するため、環境再生保全機構に設けられているPCB廃棄物処理基金への拠出により、中小企業者が保管するPCB廃棄物の処理費用を補助
- ④処理推進に向けて処理事業者等関係機関と協議、調整
- ⑤会社倒産等により、処理責任が不明なPCB廃棄物処理の検討と必要な制度措置を関係機関に対し要望
- ⑥処分期間を過ぎたPCB廃棄物の保管事業者等に対する改善命令、行政代執行の実施

施策事業 産業廃棄物 (3)-②-b	農業用廃プラスチック類の適正処理の推進	主 体	県、事業者
<p>○農業用廃プラスチック類の不適正処理による、自然環境や生活環境への支障を未然に防止するため、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターが行う、県内で排出された農業用廃プラスチック類の適正処理を支援します。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-②-c	山梨県商工業振興資金(環境対策融資)	主 体	県、事業者
<p>○県が所管する融資制度である山梨県商工業振興資金の「環境対策融資」により、事業者が環境汚染を防止するための設備やリサイクル設備、省エネルギー設備、産廃処理施設を導入するための資金について金融支援を行います。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-②-d	太陽光発電設備の適正処理等の推進	主 体	県、事業者
<p>○将来的に排出量の増大が見込まれる太陽光発電設備のリユース・リサイクル・適正処分について、廃棄物処理法及び平成30年に国が策定した「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」により推進していきます。</p>			
施策事業 産業廃棄物 (3)-②-e	プラスチックスマート推進事業(再掲)	主 体	県、市町村、県民、事業者、各種団体
施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d 掲載			
③公共関与による廃棄物最終処分場の維持管理			
施策事業 産業廃棄物 (3)-③-a	公共関与による産業廃棄物最終処分場の維持管理	主 体	県、市町村、事業者
<p>○県、市町村、産業界の出資により設立された(公財)山梨県環境整備事業団が整備した山梨県環境整備センターの適切な維持管理に向けて指導を行います。</p>			

(4) 産業廃棄物適正処理推進ビジョン

①産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進			
施策事業 産廃 (4)-①-a	産業廃棄物適正処理推進ビジョンの推進	主 体	県
<p>○最終処分のほとんどを県外に依存する等の産業廃棄物処理を巡る本県の状況を踏まえ、本県における産業廃棄物に関する施策の中長期的な方向性を定めた「山梨県産業廃棄物適正処理推進ビジョン」（平成29年3月策定）を推進するため、次の4事項に関連する事業を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> I 排出事業者の意識改革と取り組みの促進 II 優良な処理業者の育成 III 再生利用困難物などの再生利用の促進 IV 産業廃棄物処理業に対する県民理解の醸成 			

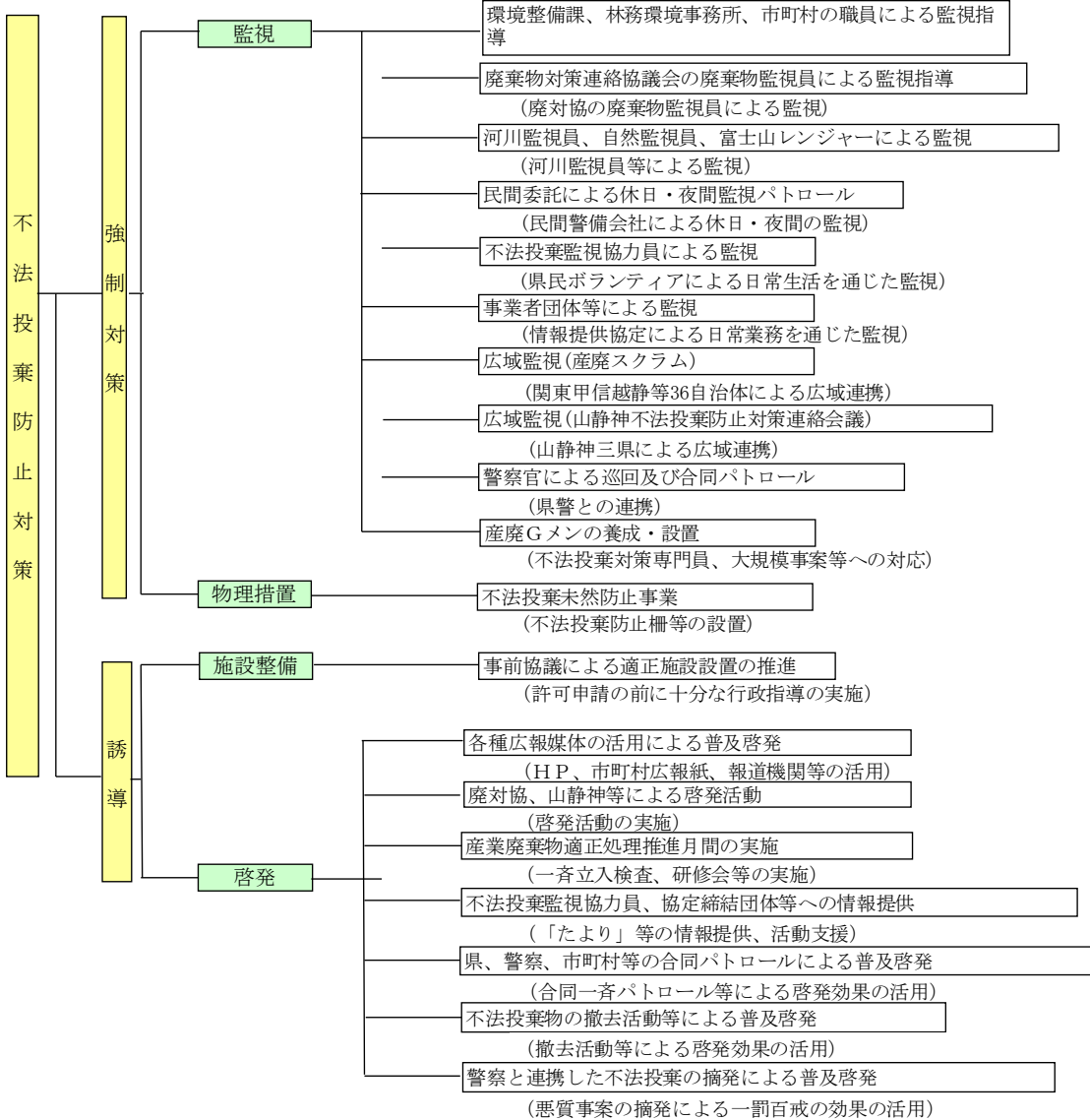
3 不法投棄対策

(1) 不法投棄防止対策の推進

①不法投棄未然防止対策の推進			
施策事業 不法投棄 (1)-①-a	不法投棄監視体制の構築・強化	主 体	県、市町村、 県民、事業者
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県民や事業者団体を含めた監視体制を強化することとし、県民ボランティアによる不法投棄監視協力員や事業者団体との情報提供協定などによる早期通報体制を継続していきます。</p> <p>○さらに県職員による監視指導はもとより、各地域の廃棄物対策連絡協議会の廃棄物監視員等による監視パトロールのほか、休日・夜間監視パトロールを民間委託し、県民を含めた不法投棄等に対する監視体制を強化し継続していきます。</p>			

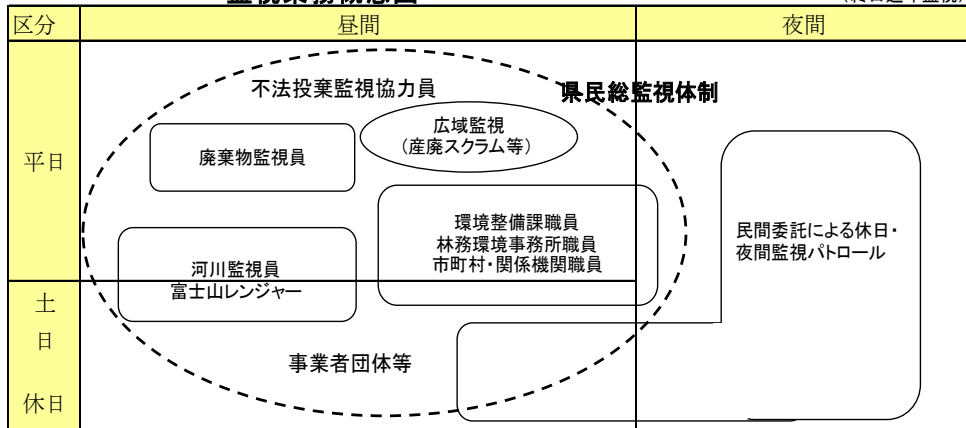
施策事業 不法投棄 (1)-①-b	不法投棄対策の広域連携	主 体	県
<p>○大規模な産業廃棄物の不法投棄事案は、廃棄物が県境を越えて移動する広域事案であり、関東圏から排出される廃棄物に起因していることが多いことから、こうした不法投棄の広域化等に対応するため、近隣の都県等と連携して対応していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 山静神富士箱根伊豆地域不法投棄防止連絡会議 ・ 近隣都県市で構成する産廃スクラム36との連携協力 など 			
施策事業 不法投棄 (1)-①-c	不法投棄未然防止事業への支援	主 体	県、市町村
<p>○不法投棄の未然防止のため、山間部や人目につきにくい道路脇など、不法投棄のおそれのある場所や、不法投棄が繰り返し行われる場所に防止柵、警告看板等を設置する事業を行う市町村に対して補助を行います。</p>			
施策事業 不法投棄 (1)-①-d	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進	主 体	県、市町村
<p>○不法投棄等の未然防止、早期発見、拡大防止等を図るため、県と市町村及び関係団体等で構成する廃棄物対策連絡協議会の運営経費を負担し、県及び市町村等が一体となって広域的な監視指導にあたります。</p>			
施策事業 不法投棄 (1)-①-e	ごみ減量化リサイクル推進事業に対する支援（環境保全活動支援事業費補助金） （再掲）	主 体	県、市町村、 県民
<p style="text-align: center;">施策事業 一般廃棄物 (1)-①-c</p>			
施策事業 不法投棄 (1)-①-f	プラスチックマート推進事業（再掲）	主 体	県、市町村、 県民、事業者、 各種団体
<p style="text-align: center;">施策事業 一般廃棄物 (1)-①-d</p>			

不法投棄防止対策体系



監視業務概念図

(終日通年監視)



(2) 不法投棄事案への対応

①行為者等の特定及び厳正な対応			
施策事業 不法投棄 (2)-①-a	産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)の育成・設置	主 体	県
○不法投棄事案等の処理解決能力を強化し、重大不法投棄事案や大規模事案に対応するため、環境整備課及び各林務環境事務所に、産業廃棄物不適正処理機動調査員(産廃Gメン)を設置する。			
施策事業 不法投棄 (2)-①-b	不法投棄廃棄物の撤去・適正処理	主 体	県、市町村
○不法投棄等の拡大防止、適正処理を図るため、不法投棄された廃棄物について、原因者不明など行為者等による撤去が困難な場合において、生活環境等への著しい支障が懸念される場合や不法投棄の規模(主に小規模な不法投棄)等を考慮の上、土地の所有者・管理者、市町村及び廃棄物対策連絡協議会と連携して早期撤去を実施します。 ○悪質な不法投棄事案に対しては、行政処分や刑事告発など厳正に対応し、適正処理を促していきます。			
施策事業 不法投棄 (2)-①-c	廃棄物対策連絡協議会による不法投棄対策の推進(再掲)	主 体	県
施策事業 不法投棄対策 (1)-①-d			

第8章 計画の推進

1 各主体との連携

廃棄物の発生抑制等を推進するためには県民、事業者、行政がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を取りながら対策に取り組む必要があります。

このため、以下の各種協議会等において、意見交換や、情報提供を行うことにより連携を図り、各主体間の連絡調整と取り組みを推進していきます。

- ・ 市町村、一部事務組合で構成する「山梨県一般廃棄物処理事業連絡協議会」
- ・ 県民、事業者、行政の協働を目的に設立された「環境パートナーシップやまなし」
- ・ 県内産業廃棄物処理業者を会員とする「一般社団法人山梨県産業資源循環協会」

2 情報の収集と公表

(1) 情報の収集

廃棄物の発生量や処理・処分の状況等について、毎年度、一般廃棄物処理事業実態調査や産業廃棄物実態調査、産業廃棄物処理業者の処理実績報告、多量排出事業者の実施状況報告等をもとに、その実態の把握に努めます。

(2) 情報の公表

収集した情報等については、わかりやすく資料化し、インターネット等を活用して、広く県民や事業者、市町村に情報提供します。

3 計画の評価と進行管理

(1) 計画の評価

目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度「環境保全審議会」へ報告し、計画の評価を行います。

(2) 計画の進行管理

本計画の進行管理は、PDCA サイクルの考え方に基づき、P(Plan:計画)、D(Do:実施)、C(Check:点検・評価)、A(Act:見直し・改善)という継続的な改善を可能とするマネジメントの仕組みに沿って実施することとし、具体的には、計画に定める目標の達成に向け、年度ごとに計画の評価に基づき、施策事業の内容の見直しや市町村ごとの県の目標に対する達成状況についてわかりやすく整理して公表するなど、適切な計画の進行管理を行います。

資料編

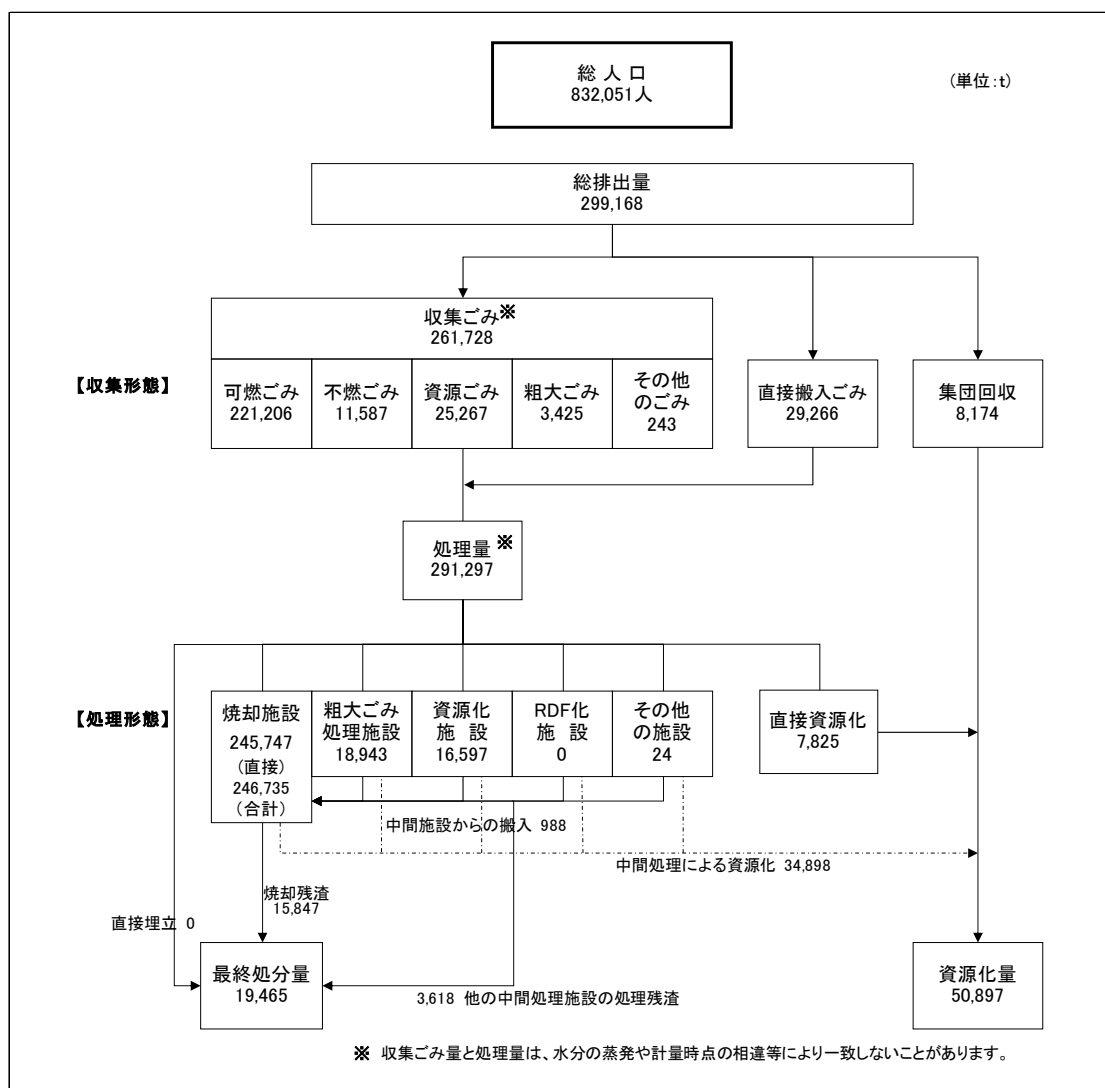
1-1 一般廃棄物（ごみ）

(1) 処理の流れ

平成30年度の総排出量299,168トンの内訳は、市町村等が収集したごみ(収集ごみ)が261,728トン(87.5%)、ごみ処理施設に直接搬入されたごみ(直接搬入ごみ)が29,266トン(9.8%)、住民団体等により回収されたごみ(集団回収)が8,174トン(2.7%)となっています。

その後、再生事業者等で7,825トンが資源化され、中間処理で資源化された34,898トンと集団回収量8,174トンを合わせた50,897トンが再生利用され、最終的には19,465トンが最終処分されています。

処理のフロー（平成30年度）



(2)ごみ処理・維持管理費

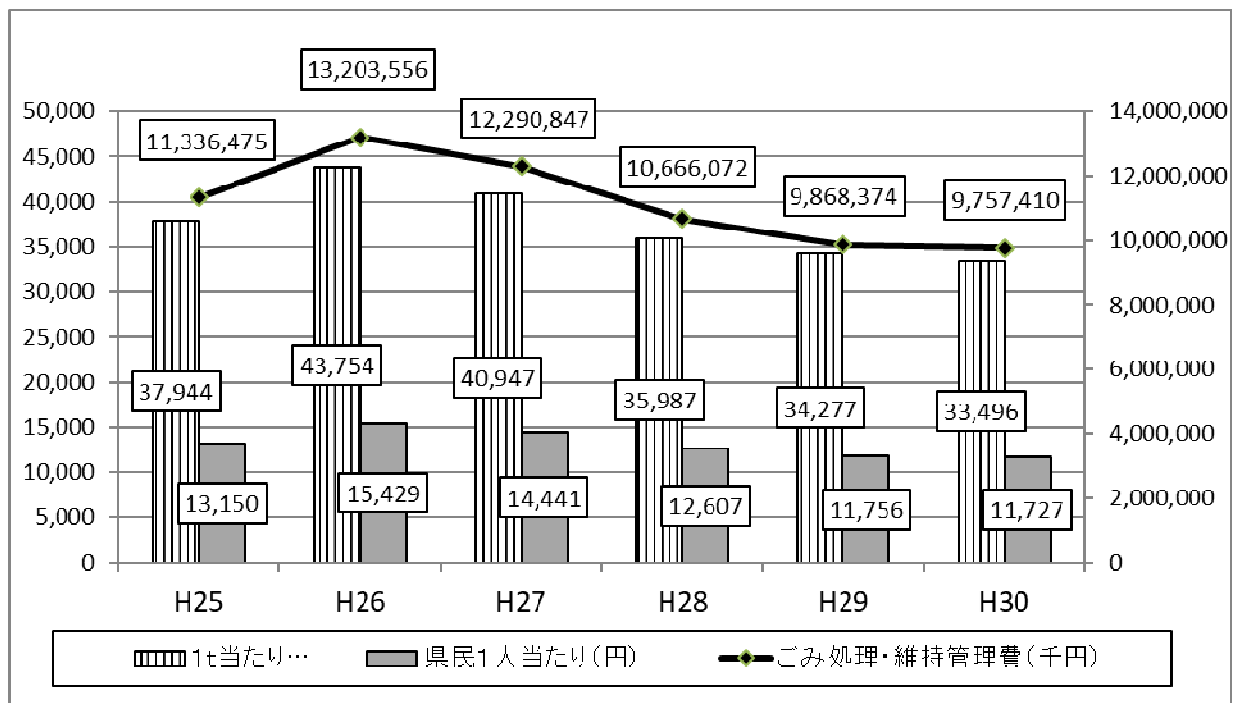
平成30年度のごみ処理・維持管理費は、9,757,410千円と平成25年度の11,336,475千円に対し13.9%減少し、1トン当たりの費用は平成30年度が33,496円であり、平成25年度の37,944円に対し11.7%の減少となっています。

また、県民1人当たりの費用も、平成30年度が11,727円と、平成25年度の13,150円に対し10.8%の減少となっています。

これは、ごみの排出量の減少に加え、ごみ処理施設の集約化に伴いランニングコストが抑制できたことが要因と思われます。

ごみ処理・維持管理費の推移

	1 t 当たり (円)	県民 1 人 当たり (円)	ごみ処理・維持管理費 (千円)
H25	37,944	13,150	11,336,475
H26	43,754	15,429	13,203,556
H27	40,947	14,441	12,290,847
H28	35,987	12,607	10,666,072
H29	34,277	11,756	9,868,374
H30	33,496	11,727	9,757,410



(3) 収集状況

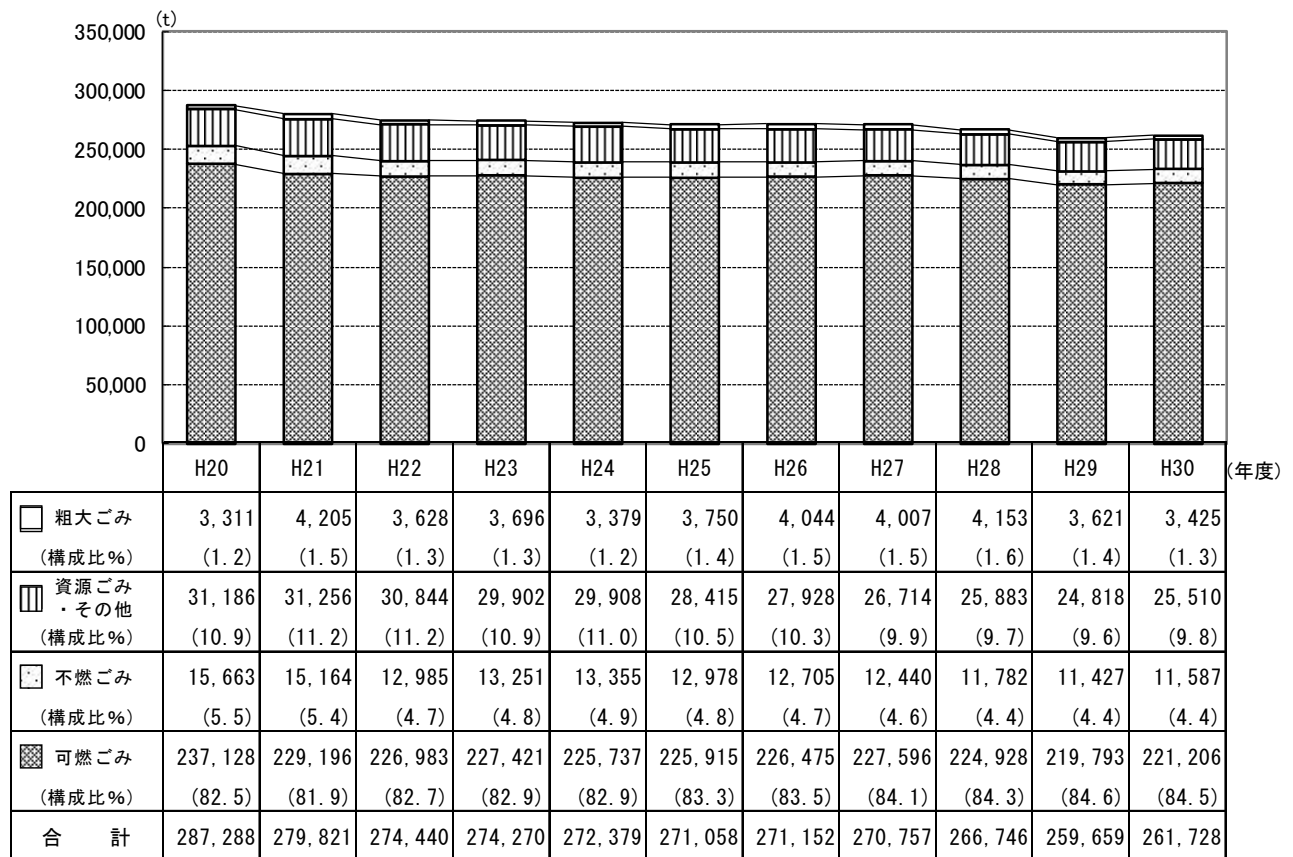
① 収集ごみの分別区分ごとの量

平成30年度の収集ごみの分別区分ごとの量は、可燃ごみが221,206トン(84.5%)であり、平成25年度の225,915トンに対し2.1%の減少となっています。

また、粗大ごみ・不燃ごみは15,012トン(5.7%)であり、平成25年度から10.3%減少しています。

さらに、資源ごみ・その他の量は25,510トン(9.8%)であり、平成25年度から10.2%減少しています。

収集ごみの分別区分ごとの量の推移



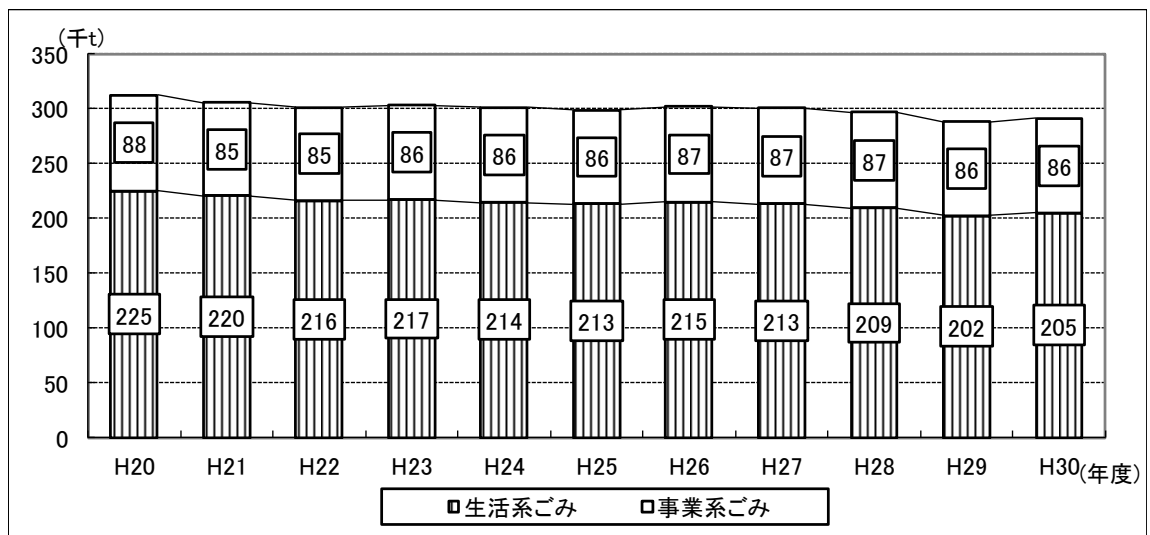
② 生活系・事業系別のごみの量

平成30年度の生活系ごみは(注27)204,553トン(70.3%)、事業系ごみ(注28)が86,441トン(29.7%)となっています。

生活系のごみ排出量は、人口減少や指定ごみ袋制度の導入が進展したこと、事業者・消費者・行政の連携によるレジ袋削減といった取り組みに加え、各市町村での生ごみ処理機の購入に対する助成やごみの分別、リサイクルなどに関する出前講座の実施といったごみ減量化への取り組みの成果により、平成30年度は平成25年度に対し3.9%の減少となっています。

事業系のごみ排出量は、定期的に搬入検査などを行っていますが、観光客数の増加などに加え、経済状況に左右される側面も大きく、平成25年度と比較すると0.5%増加しており、その削減は進んでいません。

生活系・事業系別のごみ量の推移



(注27) 生活系ごみ

家庭のごみ 但し、その量は、市町村等収集運搬量と委託業者の収集運搬量と直接搬入量の合計

(注28) 事業系ごみ

事業所のごみ 但し、その量は、許可業者収集量と直接搬入量の合計

※生活系・事業系ごみの排出量には、集団回収量（自治会など住民団体等により回収されたごみの量）は除かれている。

③ 市町村別の県民1人1日当たりの排出量

市町村別の県民1人1日当たりの排出量の推移

(g/日)

市町村名	順位	H25	順位	H26	順位	H27	順位	H28	順位	H29	順位	H30
甲府市	23	1,121	22	1,137	24	1,150	22	1,120	22	1,049	21	1,070
富士吉田市	18	964	17	976	18	984	18	978	18	969	15	990
都留市	17	963	18	978	16	972	16	961	19	987	14	970
山梨市	16	932	16	975	17	979	19	1,003	17	962	19	1,014
大月市	14	916	15	946	13	917	13	915	11	911	11	939
韮崎市	10	887	12	922	15	925	9	880	7	871	8	872
南アルプス市	5	811	5	843	5	820	3	791	3	762	3	795
北杜市	3	730	3	777	3	779	5	818	5	822	6	857
甲斐市	12	910	11	893	12	903	10	892	9	879	7	867
笛吹市	19	972	19	993	19	984	17	969	14	930	12	943
上野原市	22	1,100	21	1,132	23	1,134	24	1,144	24	1,182	23	1,146
甲州市	11	902	8	875	9	887	11	895	8	873	9	898
中央市	20	1,017	20	1,004	20	1,027	20	1,011	20	997	17	1,003
市川三郷町	9	882	10	886	6	848	6	835	6	841	5	848
早川町	4	801	6	870	7	862	7	850	12	912	18	1,013
身延町	8	881	14	925	10	891	14	916	15	937	16	1,001
南部町	2	569	2	573	2	586	1	599	1	602	1	616
富士川町	6	821	4	826	4	801	4	806	4	803	4	804
昭和町	25	1,360	24	1,273	25	1,267	25	1,228	25	1,213	24	1,212
道志村	1	504	1	542	1	569	2	607	2	636	2	700
西桂町	7	870	7	873	11	894	12	905	10	893	10	915
忍野村	21	1,039	23	1,150	22	1,129	23	1,126	23	1,109	22	1,099
山中湖村	27	2,263	27	2,344	27	2,267	27	2,343	27	2,510	27	2,491
鳴沢村	15	920	13	924	14	923	15	938	16	953	13	960
富士河口湖町	26	1,372	26	1,381	26	1,362	26	1,388	26	1,379	25	1,423
小菅村	13	916	9	884	8	883	8	862	13	912	20	1,041
丹波山村	24	1,213	25	1,370	21	1,034	21	1,048	21	1,016	26	1,444

(4)中間処理の状況

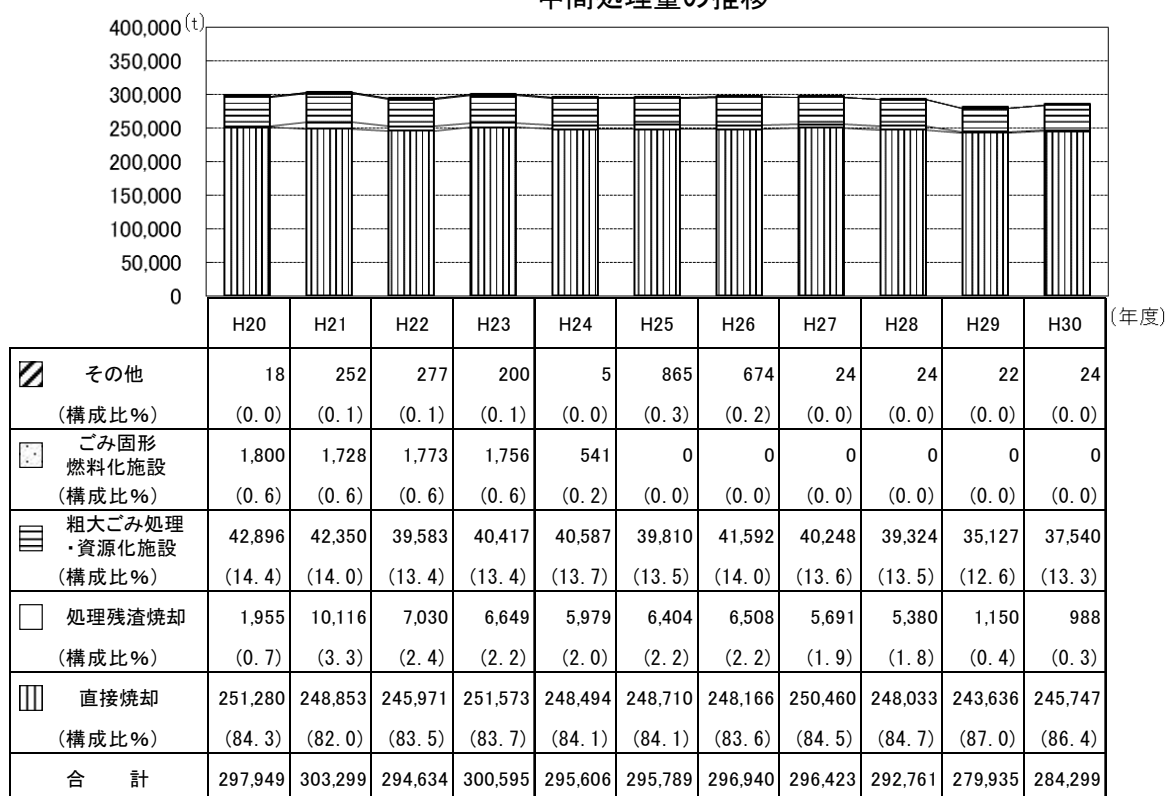
① 処理量

収集されたごみの大部分は、焼却施設などの中間処理施設で処理されています。

このうち平成30年度は、焼却施設で直接焼却されたものが245,747トンと最も多く、次に粗大ごみ処理施設・資源化施設で処理されたものが37,540トンとなっています。

なお、平成24年9月以降はごみ固形燃料化施設の閉鎖に伴い、RDF(ごみ固形燃料)の製造は行われていません。

中間処理量の推移

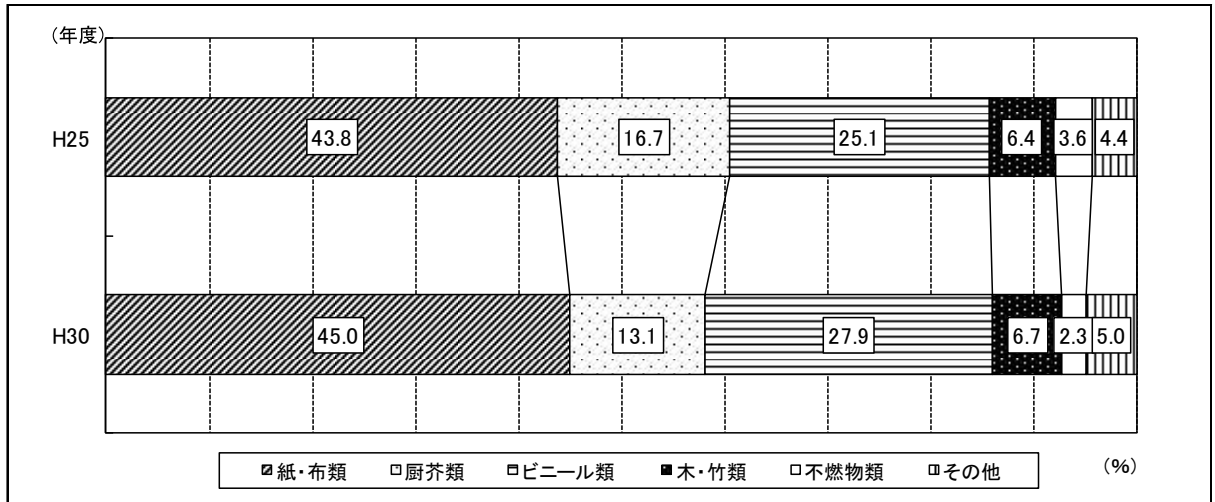


② 種類別組成

平成30年度の種類の組成は、紙・布類が45.0%と多く、以下ビニール類、厨芥類と続いています。

平成25年度と比較すると、厨芥類が減少していますが、これは食品ロス削減の浸透が要因の1つである考えられます。

ごみ焼却施設の種類別組成



(5)再生利用の状況

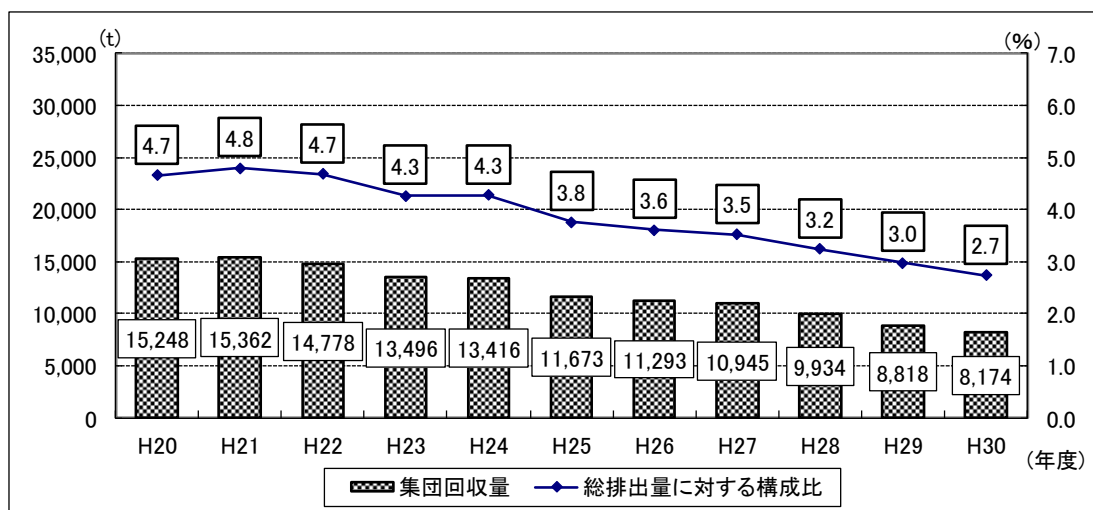
① 集団回収量の推移

市町村が処理するごみとは別に、地域の自治会やPTA等の団体による資源回収(集団回収)が行われています。

集団回収量については、平成21年度以降減少傾向にあり、平成30年度は8,174トンであり、平成25年度の11,673トンに対し30.0%減少しています。

このため総排出量に対する構成比も減少傾向にあります。

集団回収量の推移



② 容器包装廃棄物の収集状況

平成9年度に容器包装リサイクル法が施行されたことにより、県内の全市町村において分別収集計画が策定され、現在、10品目の容器包装廃棄物が分別収集の対象となっています。

平成30年度は、7市町村が10品目全ての分別収集を実施しており、ほとんどの市町村で8品目以上の収集を行っています。

平成30年度品目別分別収集実施市町村数

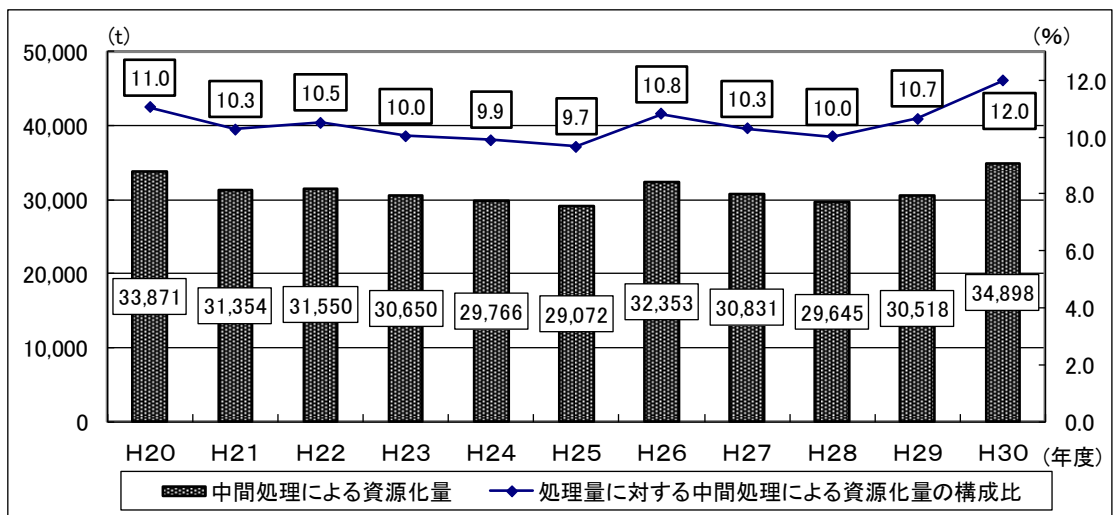
品目	無色ガラス	茶色ガラス	その他ガラス	その他紙製容器包装	ペットボトル
市町村数(27)	27	27	27	26	27
その他プラスチック	スチール	アルミ	段ボール	紙パック	10品目完全実施
24	27	27	27	25	7

③ 中間処理施設による資源化の状況

平成30年度にごみ焼却施設や粗大ごみ処理施設、資源化施設などの中間処理施設で資源化されたごみの量は34,898トンであり、平成25年度の29,072トンに対し20.0%増加しています。

これは、甲府・峡東クリーンセンターの焼却灰を溶融スラグ化し、資源化されたことによるものです。

中間処理施設による資源化の推移



(5) 処理施設の状況

① 中間処理施設の設置状況

令和元年度末における市町村等が設置し稼働している中間処理施設は19施設となっています。内訳は、ごみ焼却施設が8施設、粗大ごみ処理施設が2施設、資源化等を行う施設が9施設となっています。

また、民間が設置した中間処理施設は63施設(産業廃棄物処理施設で処理する施設も含む)であり、内訳は、焼却施設が3施設、粗大ごみ処理施設が14施設、資源化等を行う施設が46施設となっています。

市町村等の中間処理施設の設置状況

	ごみ焼却施設					粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
	全連続			バッチ				
	ガス化 溶 融	灰溶融	流動床	ストーカー				
施設数	1	2	1	1	3	2	10	20
施設規模 (t/日)	160	274	369	270	115	45	156	1,389

民間の中間処理施設の設置状況

	焼却施設	粗大ごみ 処理施設	資源化等 を行う施設	合 計
施設数	3	14	63	80
施設規模 (t/日)	103	1,874	15,530	17,507

② 最終処分場の設置状況

焼却残渣等を最終処分する埋立処分施設は、市町村等が設置したものが4施設(2団体)あり、1つが稼働中、3つの施設が既に埋立を終了しています。

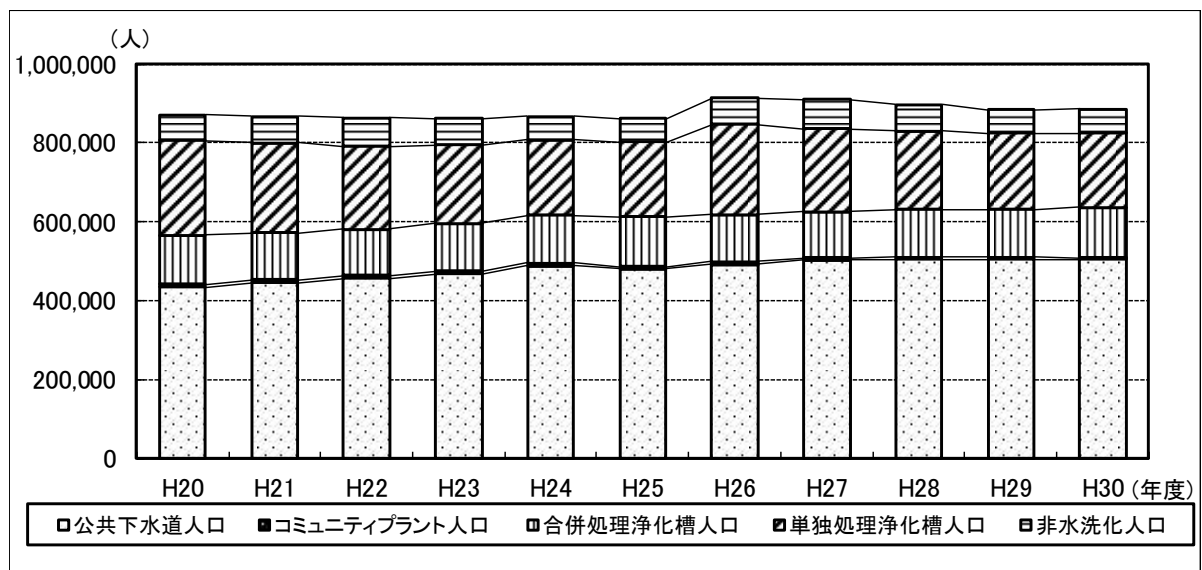
1-2 一般廃棄物（し尿）

(1)水洗化人口の推移

平成30年度の水洗化人口は797,236人で、平成25年度の801,516人から0.5%減少しています。

一方で公共下水道の普及(5.1%増)に伴い、非水洗化人口は25,791人と減少しています。

水洗化人口・非水洗化人口の推移



水洗化人口・非水洗化人口の状況

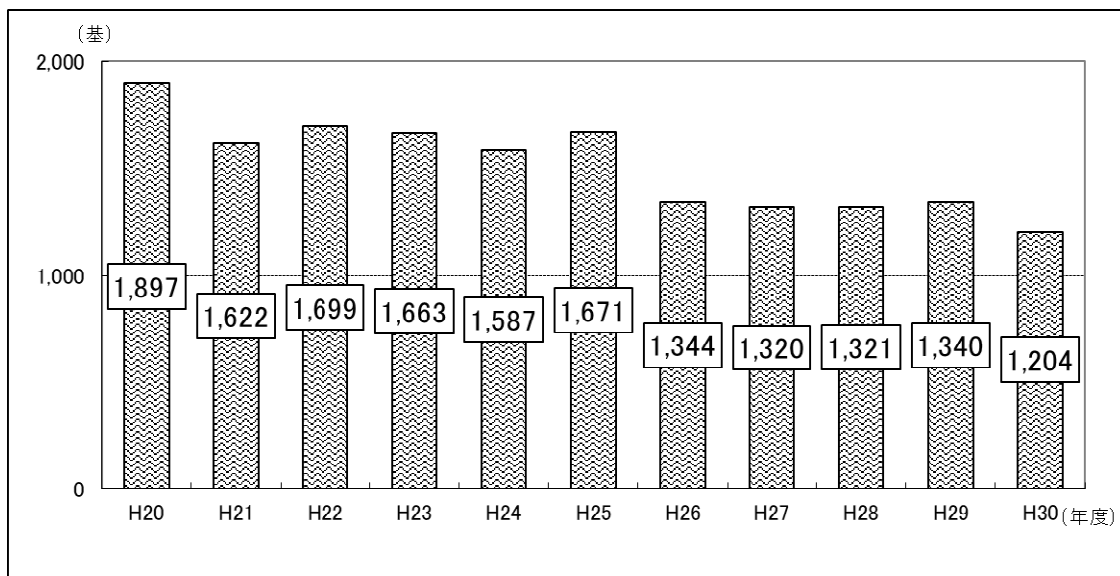
	計画処理 区域内 人口	水洗化人口					非水洗化人口			
		公共下水 道人口	コミュニ ティ プラント人 口	浄化槽人口			計	収集人口	自家処理 人口	計
				合併処理 浄化槽人 口	単独処理 浄化槽人 口	小計				
平成20年度	870,323 (100.0%)	435,641 (50.1%)	7,611 (0.9%)	124,197 (14.3%)	237,948 (27.3%)	362,145 (41.6%)	805,397 (92.5%)	64,920 (7.5%)	6 (0.0%)	64,926 (7.5%)
平成21年度	866,516 (100.0%)	445,227 (51.4%)	7,746 (0.9%)	119,844 (13.8%)	227,169 (26.2%)	347,013 (40.0%)	799,986 (92.3%)	66,524 (7.7%)	6 (0.0%)	66,530 (7.7%)
平成22年度	864,389 (100.0%)	457,787 (53.0%)	7,020 (0.8%)	115,886 (13.4%)	209,960 (24.3%)	325,846 (37.7%)	790,653 (91.5%)	73,730 (8.5%)	6 (0.0%)	73,736 (8.5%)
平成23年度	861,151 (100.0%)	468,658 (54.4%)	6,526 (0.8%)	121,402 (14.1%)	197,573 (22.9%)	318,975 (37.0%)	794,159 (92.2%)	66,986 (7.8%)	6 (0.0%)	66,992 (7.8%)
平成24年度	868,215 (100.0%)	488,782 (56.3%)	6,493 (0.7%)	120,840 (13.9%)	192,254 (22.1%)	313,094 (36.1%)	808,369 (93.1%)	59,840 (6.9%)	6 (0.0%)	59,846 (6.9%)
平成25年度	862,122 (100.0%)	480,404 (55.7%)	6,788 (0.8%)	126,737 (14.7%)	187,587 (21.8%)	314,324 (36.5%)	801,516 (93.0%)	60,600 (7.0%)	6 (0.0%)	60,606 (7.0%)
平成26年度	855,745 (100.0%)	493,234 (57.6%)	6,415 (0.7%)	127,156 (14.9%)	178,175 (20.8%)	305,331 (35.7%)	804,980 (94.1%)	50,759 (5.9%)	6 (0.0%)	50,765 (5.9%)
平成27年度	851,080 (100.0%)	503,535 (59.2%)	6,166 (0.7%)	123,777 (14.5%)	166,659 (19.6%)	290,436 (34.1%)	800,137 (94.0%)	50,937 (6.0%)	6 (0.0%)	50,943 (6.0%)
平成28年度	846,019 (100.0%)	504,763 (59.7%)	5,969 (0.7%)	124,291 (14.7%)	163,884 (19.4%)	288,175 (34.1%)	798,907 (94.4%)	47,106 (5.6%)	6 (0.0%)	47,112 (5.6%)
平成29年度	839,468 (100.0%)	505,964 (60.3%)	5,699 (0.7%)	126,005 (15.0%)	165,132 (19.7%)	291,137 (34.7%)	802,800 (95.6%)	36,662 (4.4%)	6 (0.0%)	36,668 (4.4%)
平成30年度	832,051 (100.0%)	504,966 (60.7%)	5,109 (0.6%)	126,183 (15.2%)	160,978 (19.3%)	287,161 (34.5%)	797,236 (95.8%)	34,809 (4.2%)	6 (0.0%)	34,815 (4.2%)

(2)浄化槽の設置状況

平成30年度に新たに設置された浄化槽の新規設置基数は1,204基であり、下水道の普及により平成25年度に比べて27.9%減少しています。

なお、平成12年6月の浄化槽法の改正により、浄化槽の定義から単独浄化槽が削除され、平成13年4月から浄化槽の新設時には、合併処理浄化槽を設置することが義務付けられています。

浄化槽の新規設置数の推移



(3)し尿処理施設等の状況

市町村等が設置しているし尿処理施設等は、し尿処理施設(注29)が12施設、汚泥再生処理センター(注30)が2施設、コミュニティプラントが7施設となっています。

し尿処理施設等の状況

	R2. 10現在		
	し尿処理施設	汚泥再生処理センター	コミュニティプラント
施設数	12	2	7
施設規模	761 (kℓ/日)	39 (kℓ/日)	3,939 (m ³ /日)

(注29) し尿処理施設
収集運搬された浄化槽汚泥や汲み取りし尿を処理する施設

(注30) 汚泥再生処理センター
し尿、浄化槽汚泥及び生ごみ等の有機性廃棄物を併せて処理し、資源を回収する施設

2 産業廃棄物

(1)処理の流れ

平成30年度の総排出量(注31)から、農業から発生した廃棄物を除いた排出量は1,506千トンであり、このうち排出事業者自らの中間処理による減量化量(注32)566千トンと再生利用量(注33)222千トンを除いた搬出量は718千トンとなっています。

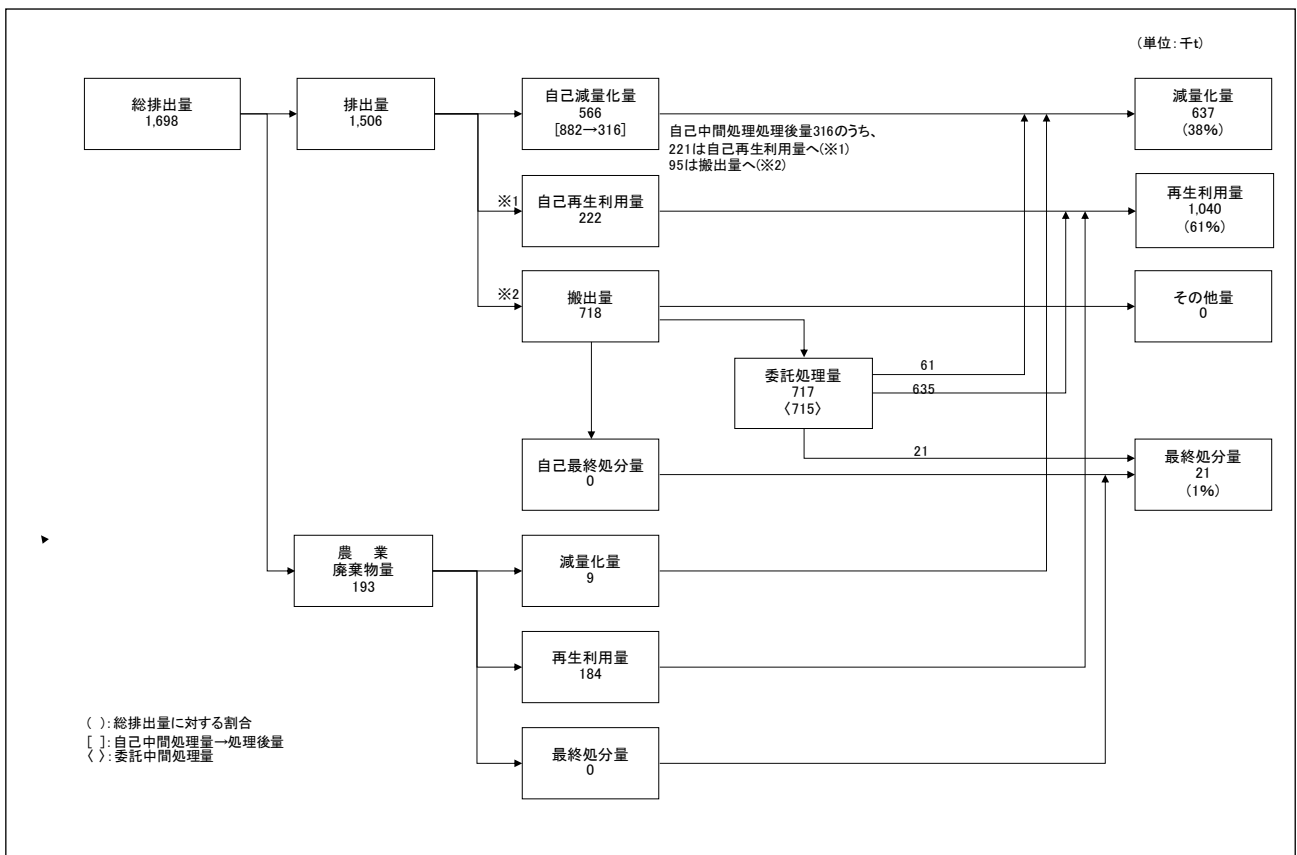
この搬出量718千トンは、自己最終処分量0千トン、委託処理量717千トン、保管等のその他量(注34)0千トンに区分されます。

委託処理量717千トンのうち、業者中間処理による減量化量が61千トン、再生利用量が635千トン、最終処分量(注35)が21千トンとなっています。

一方、農業からは動物のふん尿192千トンと廃プラスチック類0.5千トンが排出されますが、動物のふん尿は農業者によるたい肥利用や污水施設等による浄化処理、焼却など農業分野で処理が完結しています。また、農業用廃プラスチック類はハウスなどで使用したポリ塩化ビニル等であり、(公社)山梨県農業用廃プラスチック処理センターで収集処理されています。

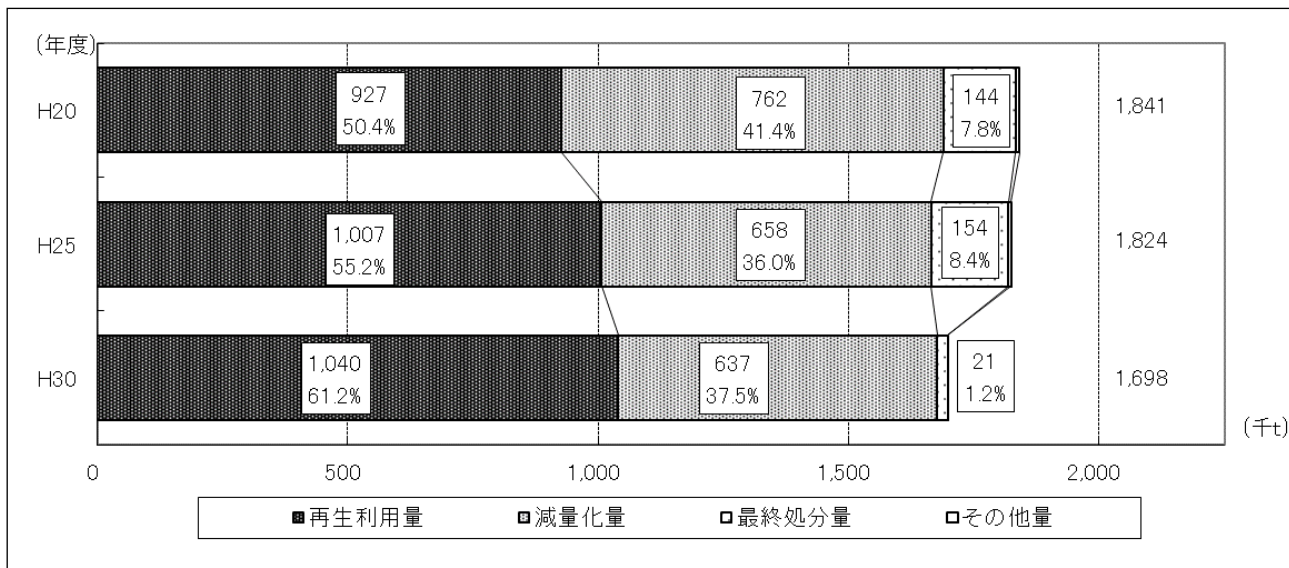
県内で発生した産業廃棄物は、最終的に再生利用量が1,040千トン(61%)、減量化量が637千トン(38%)、最終処分量が21千トン(1%)、その他量が0千トンとなっています。

処理のフロー（平成30年度実績）



平成25年度と比較すると、総排出量に占める割合は、再生利用量が6.0ポイント、減量化量は1.5ポイント増加した一方、最終処分量は7.2ポイントの減少となりました。

処理の推移



(注31) 総排出量
 総排出量＝再生利用量＋減量化量＋最終処分量＋その他量

(注32) 減量化量
 中間処理施設において焼却、脱水等されたことにより減量した量

(注33) 再生利用量
 排出事業者、処理事業者等で再生利用された量

(注34) その他量
 一時保管されている量など

(注35) 最終処分量
 排出事業者、処理事業者等で埋立処分された量

(2)減量化量

①種類別減量化量

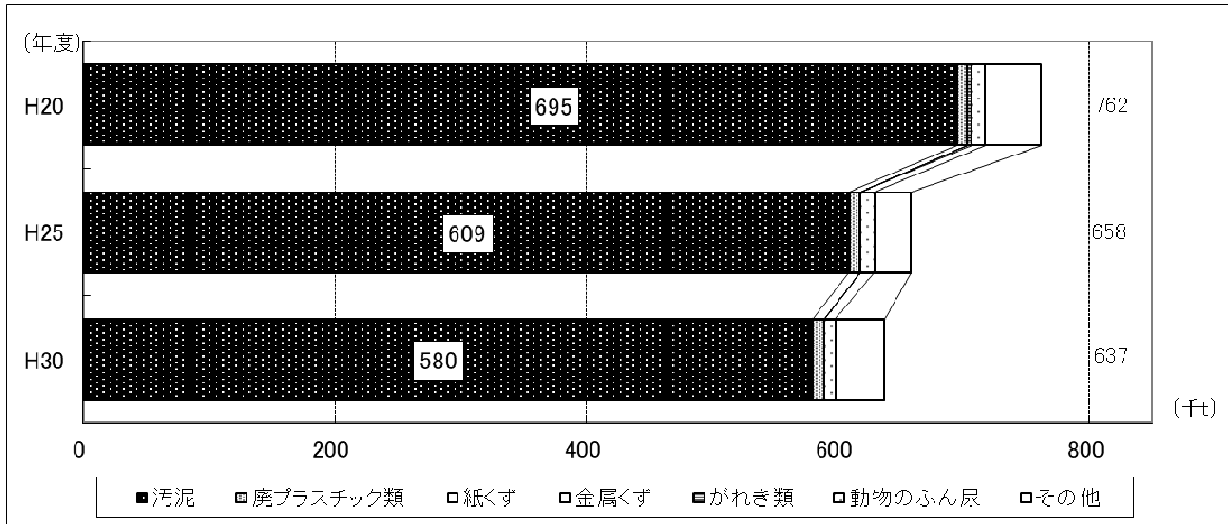
種類別の減量化量は、汚泥が580千トンで最も多く、減量化量の91.1%を占めており、以下、廃プラスチック類9千トン、動物のふん尿9千トンとなっています。

平成25年度と比較すると、減量化量全体で21千トン減少しています。

種類別減量化量(率)の内訳

(千t)								
	汚泥	廃プラスチック類	紙くず	金属くず	がれき類	動物のふん尿	その他	計
排出量	868	53	2	16	377	192	190	1,698
減量化量	580	9	0	0	0	9	39	637
(減量化率)	(66.8%)	(17.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(0.0%)	(4.7%)	(20.5%)	(37.5%)

種類別減量化量の推移



種類別減量化量の状況

(千t)		
	H25	H30
汚泥	609	580
廃プラスチック類	9	9
紙くず	0	0
金属くず	0	0
がれき類	0	0
動物のふん尿	11	9
その他	29	39
合計	658	637

②業種別減量化量

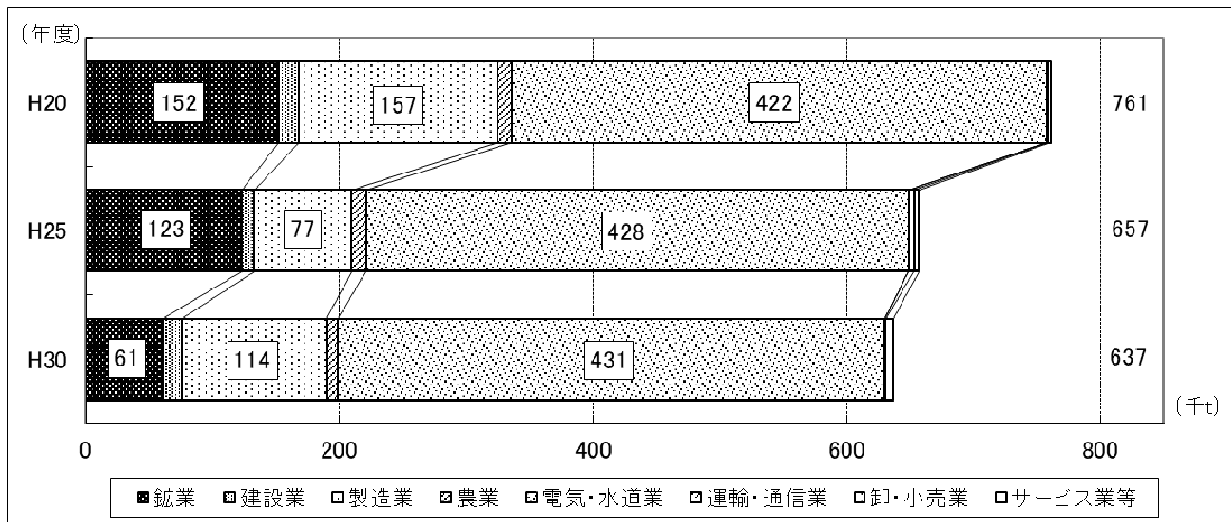
業種別の減量化量は、電気・水道業が431千トンで最も多く、以下、製造業114千トン、鉱業61千トンとなっています。

平成25年度と比較すると、電気・水道業では428千トンから431千トンへ、製造業は77千トンから114千トンへ増加しており、鉱業では123千トンから61千トンへ減少しています。

業種別減量化量(率)の内訳

(千t)									
	鉱業	建設業	製造業	農業	電気・水道業	運輸・通信業	卸・小売業	サービス業等	計
排出量	272	509	247	193	461	2	5	9	1,698
減量化量	61	15	114	9	431	0	1	6	637
(減量化率)	(22.4%)	(2.9%)	(46.2%)	(4.7%)	(93.5%)	(0.0%)	(20.0%)	(66.7%)	(37.5%)

業種別減量化量の推移



業種別減量化量の状況

		(千t)	
		H25	H30
鉱業	業	123	61
建設業	業	10	15
製造業	業	77	114
農業	業	11	9
電気・水道業		428	431
運輸・通信業		0	0
卸・小売業		4	1
サービス業等		4	6
合計		657	637

(3) 処理施設・処理業者の状況

①処理施設の状況

ア 中間処理施設

(ア)中間処理施設の設置許可状況

中間処理施設は120施設が設置許可を受けており、このうち木くず・がれき類の破碎施設が84施設で最も多く、次いで汚泥の脱水施設と廃プラスチック類の破碎施設が9施設と続いています。

これを設置者別に見ると、汚泥の脱水施設は事業者が設置許可を受けたものが大半であり、汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の破碎施設、廃プラスチック類の焼却施設、コンクリート固形化施設については全て処理業者が設置許可を受けています。

(イ)焼却施設におけるダイオキシン類削減対策

廃棄物の焼却などにより発生するダイオキシン類は、健康に対する影響が社会問題となったことから、廃棄物処理法施行令等により排ガス中のダイオキシン類濃度などの基準が強化されました。

令和元年度における排ガス中のダイオキシン類の自主測定結果は、稼働中の焼却施設54施設全てが排出ガスの排出基準に適合していました。

県は、この基準に適合できるよう、事業者に対して立入検査や改善指導を行っています。

イ 最終処分場

最終処分場は、事業者が設置許可を受けた管理型最終処分場が1施設、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場が1施設、管理型最終処分場が2施設、合計4施設が設置許可を受けています。うち、令和2年3月末現在、埋立中の施設は、処理業者が設置許可を受けた安定型最終処分場の1施設です。

令和2年3月末現在の残余容量は、約2千 m^3 となっています。

廃棄物処理法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置許可数

令和元年度末現在

産業廃棄物処理施設	処理能力	設置主体		計
		事業者	処理業者	
【中間処理施設】		16	104	120
汚泥の脱水	10m ³ /日超	8	1	9
汚泥の乾燥	10m ³ /日超	1	1	2
汚泥の天日乾燥	100m ³ /日超			
汚泥の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃油の油水分離	10m ³ /日超			
廃油の焼却	5m ³ /日超		3	3
廃酸・廃アルカリの中和	50m ³ /日超			
廃プラスチック類の破砕	5t/日超		9	9
廃プラスチック類の焼却	0.1t/日超		3	3
木くず・がれき類の破砕	5t/日超	7	77	84
コンクリート固型化			1	1
水銀を含む汚泥のばい焼				
シアンの分解				
廃石綿等の熔解				
廃PCB等の焼却				
廃PCB等の分解				
PCB汚染物等の洗浄又は分離				
その他の焼却	200kg/時以上		6	6
【最終処分場】		1	3	4
安定型			1	1
管理型		1	2	3
遮断型				
【合計】		17	107	124

※ 同一施設であって2種類以上に該当する場合は、それぞれの施設を1とします。

②処理業者の状況

ア 許可状況

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物処分業の許可状況は、次のとおりです。

産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が1,956件、処分業が84件となっています。

特別管理産業廃棄物処理業の許可は、収集運搬業が281件、処分業が7件となっています。

産業廃棄物処理業許可状況

令和元年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		1,956	718	1,238
処分業	中間処理	83	83	0
	最終処分	1	1	0

特別管理産業廃棄物処理業許可状況

令和元年度末現在

		業者数	県内業者	県外業者
収集運搬業		281	57	224
処分業	中間処理	7	7	0
	最終処分	0	0	0

イ 中間処理業者の許可内容

産業廃棄物の種類ごとにおいて、産業廃棄物処分量(中間処理)の許可を取得している業者の数は、次のとおりです。

産業廃棄物

(令和元年度末現在)

種類	処分方法	許可数
燃え殻	焼却	3
汚泥	焼却、堆肥化、分級混練、脱水等	14
廃油	焼却、油水分離等	3
廃酸	乾燥、中和等	1
廃アルカリ	乾燥、中和等	5
廃プラスチック	焼却、破砕、圧縮減容固化等	35
紙くず	焼却、破砕、圧縮減容固化等	25
木くず	焼却、堆肥化、破砕、圧縮減容固化等	33
繊維くず	焼却、破砕、圧縮減容固化等	23
動植物性残さ	焼却、堆肥化、乾燥等	8
ゴムくず	焼却、破砕、圧縮等	13
金属くず	破砕、圧縮、切断等	35
ガラス陶磁器くず	破砕、圧縮、切断等	46
がれき類	破砕等	44
ばいじん	混練・固化、造粒固化	2

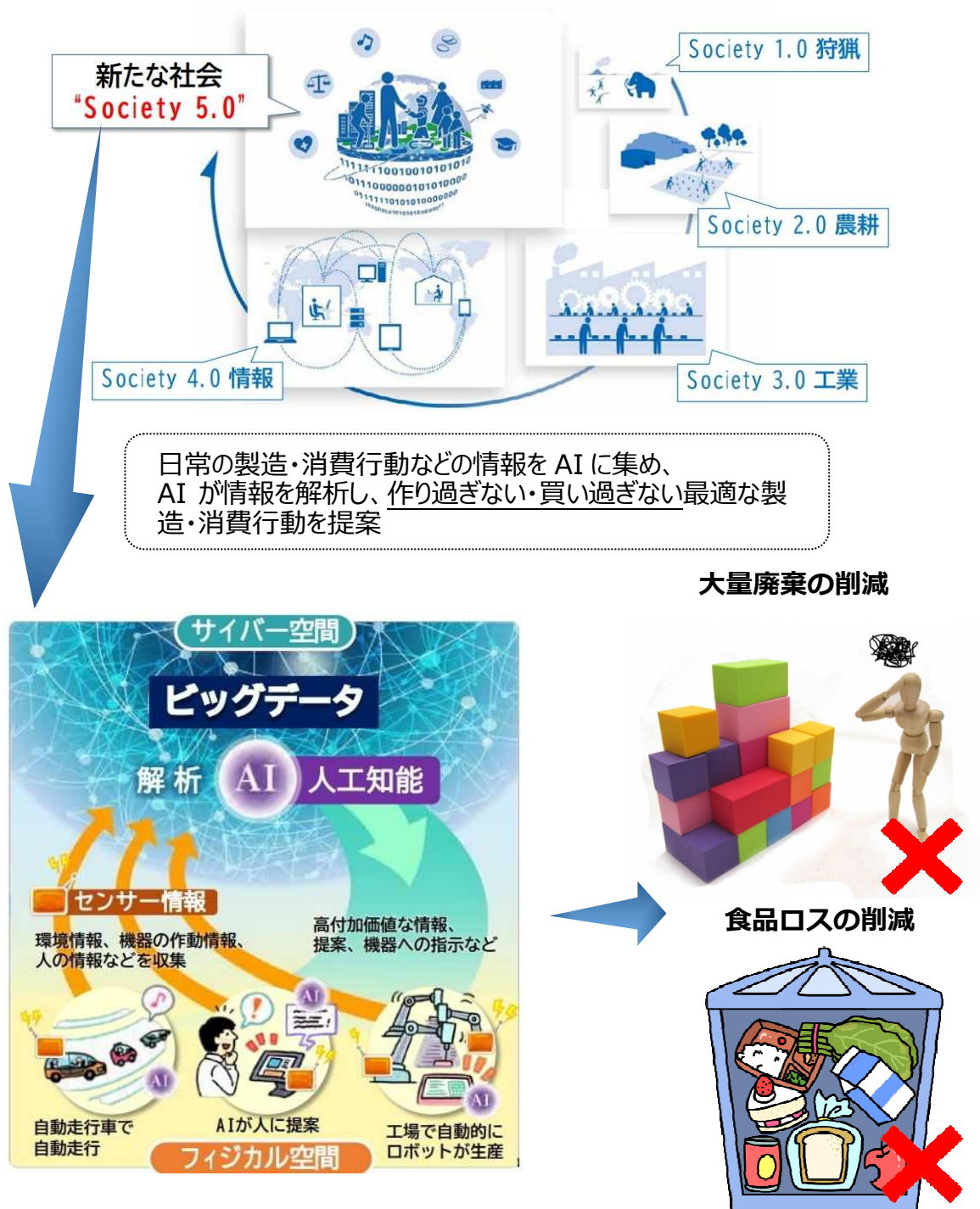
特別管理産業廃棄物

(令和元年度末現在)

種類	処分方法	許可数
引火性廃油	焼却	1
強酸(腐食性)	中和	3
強アルカリ(腐食性)	中和、脱水	5
感染性産廃	焼却	1
有害燃え殻	混練・固化等	1
有害汚泥	混練・固化等	1
有害鉱さい	混練・固化等	1
有害ばいじん	混練・固化等	1

3 Society 5.0

AI、ロボット、ビッグデータなどの革新技術を、あらゆる産業や社会に取り入れ、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことにより、様々な社会問題を解決することを目指す動きを指す。廃棄物の分野では、過剰在庫などによる大量廃棄の削減や食料ロスの削減等の効果が見込まれる。



第4次山梨県廃棄物総合計画 策定スケジュール

○1月下旬～2月上旬

- ・素案意見照会（県内全市町村、庁内）

○2月中旬～下旬

- ・パブリックコメント（2週間）

○3月中旬

- ・環境保全審議会（部会での審議結果の報告を審議）

○3月下旬

- ・庁議（協議）
-

プラスチックの Renewable について

○国の動き

- ・令和元年5月、「プラスチック資源循環戦略」策定（環境省ほか）
- ・令和2年11月、「プラスチック資源循環戦略における具体的な施策のあり方」についてのパブリックコメントを実施
- ・令和3年1月、通常国会において関連法案を提出（予定）

○第4次山梨県廃棄物総合計画の対象と基本方針

- ・ 廃棄物等 「3Rの取り組みの強化」
- ・ プラスチック 「3Rの取り組みの強化+Renewable（再生可能資源への代替）」

※現時点では、国の進める Renewable は、プラスチックに限定されている。

○第4次山梨県廃棄物総合計画（素案）への追加

- ・ 資料3 P21

（注○） Renewable

プラスチック資源循環戦略（令和元年5月、環境省ほか策定）の基本原則—プラスチックの「3R+Renewable（持続可能な資源）」—として新たに提唱された概念。代替可能性が見込まれるプラスチックを紙やカーボンニュートラルであるバイオマスプラスチック等の再生可能資源への適切な代替を促進する趣旨
詳細は「資料編 P○に記載」。

資料編

プラスチックの Renewable について

OR1.5 環境省ほか策定「プラスチック資源循環戦略」において基本原則として提唱

○プラスチック資源循環戦略の概要

▶基本原則：－3R+Renewable(持続可能な資源)－

▶重点戦略

- ①リデュース等の徹底：ワンウェイプラスチックの使用削減 等
- ②効果的・効率的で持続可能なリサイクル：プラスチック資源の分かりやすく効果的な分別回収・リサイクル 等
- ③再生材・バイオプラスチックの利用促進：需要喚起策（グリーン購入、利用インセンティブ措置）、可燃ごみ指定袋などへのバイオプラ使用 等
- ④海洋プラスチック対策：ポイ捨て・不法投棄撲滅・連携協働の取り組み支援 等
- ⑤国際展開：途上国における海洋プラスチックの発生抑制 等
- ⑥基盤整備：持続可能なリサイクルシステムの構築 等

▶世界トップレベルの野心的な「マイルストーン」

＜リデュース＞

- ・2030 年まで：ワンウェイプラスチックを累積で 25%排出抑制

＜リユース・リサイクル＞

- ・2025 年まで：デザインを分別・リユース・リサイクルしやすく
- ・2030 年まで：容器包装の 6 割をリユース・リサイクル
- ・2035 年まで：使用済みプラスチックを 100%リユース・リサイクル等により有効利用

＜再生利用・バイオプラ＞

- ・2030 年まで：再生利用を倍増
- ・2030 年まで：バイオマスプラスチックを最大限(約 200 万t)導入